

令和4年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

経産省による事業

■ ZEBプランナー登録(フェーズ2)

公募要領

2022年4月

ZEBプランナー登録を申請される方へ

ZEBプランナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請を行わないこと。

その内容に偽りがあることがZEBプランナー登録後に判明した場合、法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をすること。

不正をした事が明らかになった場合は当該ZEBプランナーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めるときもあり得るため、注意すること。

なお、登録されたZEBプランナーに係わる補助事業において補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が補助事業の対象となり得るとしたものであり、補助対象設備導入に係わる補助事業者とZEBプランナーや設計者、施工者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではないので注意すること。

万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1	我が国のZEB普及政策とZEBプランナー登録制度について	4
1-1	事業趣旨	5
1-2	ZEBプランナー登録(フェーズ2)への継続登録について	6
1-3	ZEBプランナー登録制度の新旧比較表	6
2	ZEBプランナー登録(フェーズ2)公募	8
2-1	ZEBプランナー登録の目的	9
2-2	ZEBプランナーとは	10
2-3	ZEBプランナーの役割	11
2-4	ZEBプランナーと本事業の係わり	11
2-5	ZEBプランナーの登録対象	11
2-6	ZEBプランナーの登録単位と種別	11
(1)	登録単位	11
(2)	ZEBプランナーの種別	11
2-7	ZEBプランナーの登録要件	12
2-8	ZEBプランナー登録後の活動実績報告とその一部の公表	12
2-9	ZEBプランナー評価制度について	13
2-10	ZEBプランナーの公募～公表	14
(1)	公募	14
(2)	ポータルサイト・アカウント取得申込～アカウントの付与	14
(3)	ポータルサイトへの情報入力	14
(4)	ZEBプランナー登録申請	15
(5)	内容の確認	15
(6)	登録証の交付とZEBプランナーの公表	15
2-11	注意事項	15
2-12	問合せ先	15
3	ZEBプランナー実績報告/継続登録	16
3-1	ZEBプランナー実績報告/継続登録の流れ	17
(1)	実績報告/継続登録期間	18
(2)	ポータルサイトへの情報入力及びアンケートへの回答	18
(3)	内容の確認	18
(4)	【継続登録を行った場合】 確認結果の通知とZEBプランナーの公表	18
3-2	アンケート調査協力について	18
3-3	問合せ先	18
4	関連情報(ZEBプランナー・マークについて)	20
4-1	ZEBプランナー・マークについて	21
(1)	ZEBプランナー・マークの使用対象	21
(2)	ZEBプランナー・マークの使用目的	21
(3)	ZEBプランナー・マーク取得方法	21
(4)	ZEBプランナー・マーク使用に関する注意	21

1 我が国のZEB普及政策と ZEBプランナー登録制度について

1 我が国のZEB普及政策とZEBプランナー登録制度について

1-1 事業趣旨

「第6次エネルギー基本計画」(2021年10月閣議決定)では「2030年度以降に新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保※を目指す。」という新たな目標が掲げられた。

SIIでは、ZEBの実現を目指す事業者への支援を目的として、2017年から2021年までの5か年間、ZEBプランナー登録制度を継続運用してきたが、このたび本登録制度を第6次エネルギー基本計画に示された政策目標の実現にむけて、登録要件を新たに定め「フェーズ2」として登録公募を行う。

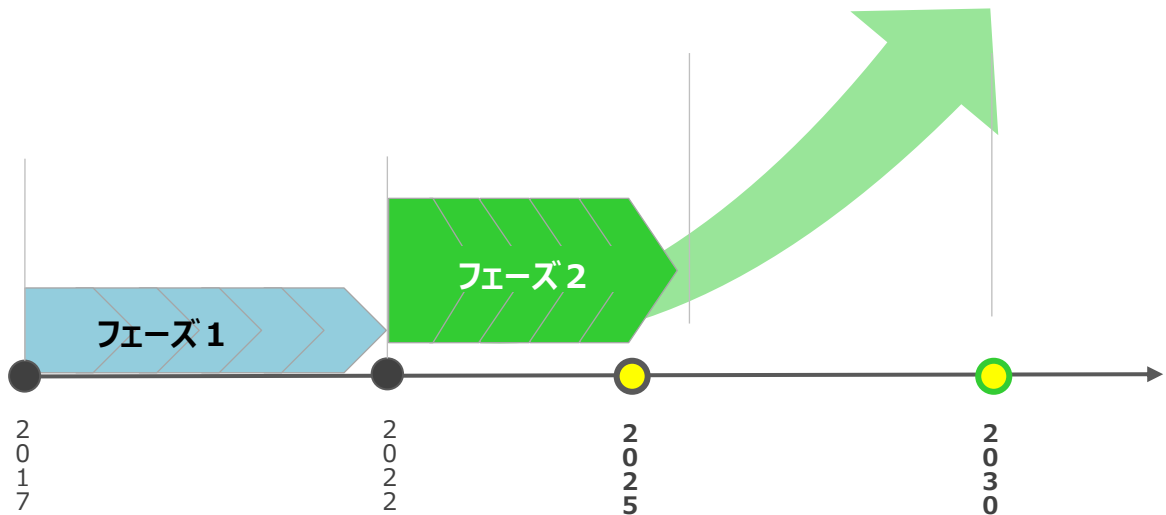
※建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%(小規模建築物については20%)削減。

◆「第6次エネルギー基本計画」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/

◆令和3年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(2022年3月公開)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html



1-2 ZEBプランナー登録(フェーズ2)への継続登録について

2021年度までに登録済みのZEBプランナーは、2022年4月にZEBプランナー実績報告を行ったのち、「フェーズ2」への継続登録を行う事ができる。(P.16~18参照)。

また、2022年度以降に新たにZEBプランナー登録を希望する者は新規登録を行うこと。(P.8~15参照)

<登録の流れ>

	フェーズ1 (2021年度まで)	フェーズ2 (2022年4月~)	掲載 ページ
過年度に登録を受けたZEBプランナー	ZEBプランナーとして活動	2021年度実績報告 → 継続登録※ → ZEBプランナーとして活動	実績報告/ 継続登録 P.16~ P.18
フェーズ2への新規登録希望者		新規登録 → ZEBプランナーとして活動	新規登録 P.8~P.15

※ 過年度に登録を受けたZEBプランナーが継続登録を行った場合、ZEBプランナー登録番号は従前のままとする。

1-3 ZEBプランナー登録制度の新旧比較表

	フェーズ1(2021年度まで)	フェーズ2(2022年度以降)
政策目標	2020年までに新築公共建築物等でZEBを実現	2030年度以降に新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネ性能を確保
登録対象	設計、設計施工、コンサルティング等の業務を行う法人	2025年度に自社が受注する建築物のうちのZEBが占める割合を50%以上とする事業目標を掲げる設計、コンサルティング等の業務を行う法人
登録の区分	<ul style="list-style-type: none"> 設計 設計施工 コンサル等 	<ul style="list-style-type: none"> 設計：建築設計、その他設計(建築設備設計など) コンサル等：建築主のZEBプロジェクト支援(コンサル業務) ※「設計施工」は廃止
ZEBプランナー登録の主な要件	<ol style="list-style-type: none"> ZEBのプランニング受注に向けた取組みの計画を有すること。 省エネ建築物(BEI 0.9以下相当、実在するものに限る)のプランニング実績を有すること。 自社のZEBまたは省エネ建築物支援業務の実績を自社ホームページ等で公表するとともに会社概要など、一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で明記していること。 前年度のZEBプランニング実績を報告すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 2025年度に自社が受注した建築物のうちZEBが占める割合を50%以上とするZEB受注目標を有し、自社ホームページ等で公表していること。

<参考> ZEBの定義

【ZEBとは(定性的な定義)】

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法(パッシブ手法)を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるという、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEBの実現・普及に向けて、以下のとおりZEBを定義する。

『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実施に向けた措置を講じた建築物

【ZEBの判断基準(定量的な定義)】

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とする。

		非住宅 ^{※1} 建築物						
		①建築物全体評価			②建築物の部分評価 (複数用途 ^{※2} 建築物の一部用途に対する評価) ^{※3}			
		評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量 ^{※4} 削減率		その他の要件	評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量 ^{※4} 削減率		その他の要件	
		省エネのみ	創エネ ^{※5} 含む		省エネのみ	創エネ ^{※5} 含む		
『ZEB』	建物用途	50%以上	100%以上	-	50%以上	100%以上	・ 建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること	
		Nearly ZEB	50%以上		75%以上	50%以上		75%以上
		ZEB Ready	50%以上		75%未満	50%以上		75%未満
ZEB Oriented	建物用途	事務所等、学校等、工場等	40%以上	-	・ 建築物全体の延べ面積 ^{※1} が10,000㎡以上であること ・ 未評価技術 ^{※6} を導入すること ・ 複数用途建築物は、建物用途毎に左記の一次エネルギー消費量削減率を達成すること	40%以上	-	・ 評価対象用途の延べ面積 ^{※1} が10,000㎡以上であること ・ 評価対象用途に未評価技術 ^{※6} を導入すること ・ 建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること
		ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	30%以上	-		30%以上	-	

※1 建築物省エネ法上の定義(非住宅部分:政令第3条に定める住宅部分以外の部分)に準拠する。

※2 建築物省エネ法上の用途分類(事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等)に準拠する。

※3 建築物全体の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。

※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする(「その他一次エネルギー消費量」は除く)。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。

※5 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

※6 未評価技術は公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。

(出所) 平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会 とりまとめ
(経済産業省 資源エネルギー庁)

【注意】 上記はZEBロードマップおよびZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおけるZEBの定義であり、本事業の要件とは異なる。

2 ZEBプランナー登録(フェーズ2) 公募

ZEBプランナー実績報告及び継続登録を行う者は、
「3 ZEBプランナー実績報告/継続登録」(P.16)を確認すること。

2 ZEBプランナー登録(フェーズ2)公募

2 -1 ZEBプランナー登録の目的

ZEBの実現・普及は、我が国のエネルギー需給の抜本的改善の切り札となる等、極めて社会的便益が高いものであり、経済産業省資源エネルギー庁は、2015年4月に「ZEBロードマップ検討委員会」を設置し、同委員会のとりまとめの一部として、同年12月に「ZEBの定義」と「実現・普及に向けたロードマップ」を公表した。

2020年10月には、政府による2050年脱炭素社会宣言が行われ、2020年12月に公表されたグリーン成長戦略では、ZEBの普及推進の必要性が述べられた。

そして、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においては、『2030年度以降に新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指す』ことが示されている。

ZEBの実現には、建築設計の早期段階から設備・技術の検討を行うことが重要であるが、建築主やビルオーナーの視点に立つと、「知見を有する実務者がどこに実在するか認識しづらい」「どのような仕様書を元に実務者に相談を行えばよいか分かりづらい」など、新築・改築プロジェクトの初期プロセスにおける「事業主側の判断の難しさ」がZEB顕在化の障壁となっている。

一方で、従来のZEBプランナー登録制度は、ZEBや省エネ建築物のプランニングに係る知見を有する実務者を登録するものであったが、今後、第6次エネルギー基本計画に示された2030年のZEB目標の実現のためには、ZEBプランナー各社の定量的なZEB受注目標の設定が必要と思われる。

SIIでは、これら課題を整理した上で、今後の更なるZEBの普及と、ZEBの実現を目指す事業者への支援を目的として、本年度からZEBプランナー登録制度をフェーズ2に改め、引き続きZEBや省エネビルのプランニングに係わる知見を有する設計会社、コンサルティング企業等(建築コンサルティング、設備コンサルティング、省エネコンサルティング等)を公募・登録・公表する。

- 第6次エネルギー基本計画
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- 令和3年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ 2022年3月公開
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html
- 設計実務者向けZEB設計ガイドライン、ビルオーナーなど事業者向けパンフレット公開ページ
https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html

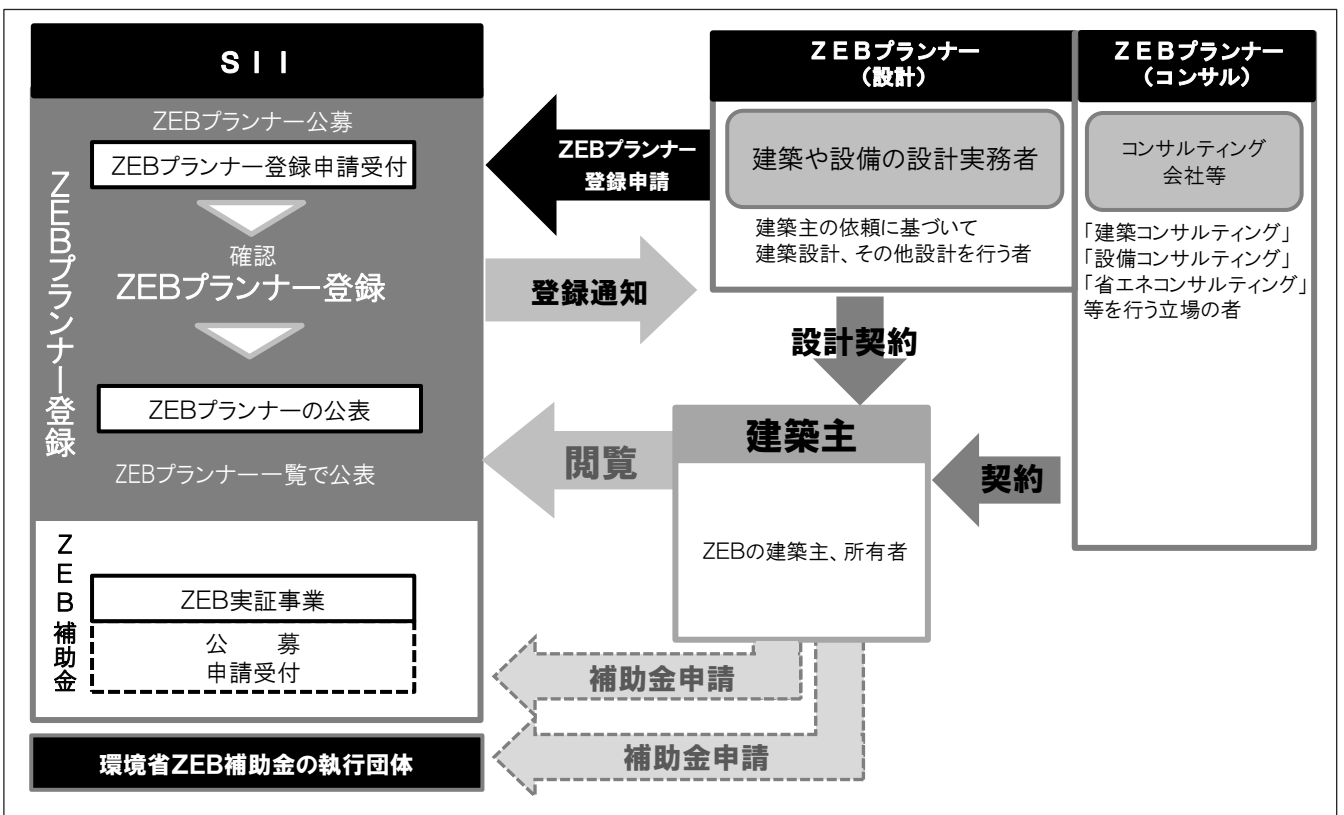
2 -2 ZEBプランナーとは

令和4年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)※1」の趣旨ならびに「ZEBプランナー登録の目的」に基づき、「ZEB設計ガイドライン」や自社が有する「ZEBの設計知見」を活用して、一般に向けて広くZEB実現に向けた相談窓口を有し、業務支援(建築設計、その他設計、コンサルティング等)を行い、その活動を公表するものを、SIIは「ZEBプランナー」と定め、これを公募する。

SIIは、登録されたZEBプランナーをホームページで公表する。
また、政府は登録されたZEBプランナーの情報を基にZEBの普及に向けた更なる施策を検討する予定である。

※1 略称: 令和4年度ZEB実証事業 (以下「本事業」という)

<本事業の申請者と「ZEBプランナー」との関係>



2 -3 ZEBプランナーの役割

ZEBプランナーの役割は以下のとおりとする。

- ① **ZEB設計業務、コンサルティング業務の受注実績・受注目標の公表**
「2021年度の受注実績」と「2025年度の受注目標」を自社ホームページ等で公表する。
- ② **ZEB相談窓口**
建築主等からのZEBに関する問合せに対応できる「ZEB相談窓口」を設けて、ZEBの実現に係わる具体事例の紹介や概要案内など広報活動を実施する。
※ZEB相談窓口とは、専用窓口を設置することを指すものではない。
- ③ **ZEB設計業務、コンサルティング業務の受注**
 - ・建築主等の依頼に基づき、ZEB設計業務（建築設計、その他設計）を受注する。
 - ・建築主のZEB化プロジェクトの実現に向けたコンサルティング業務を受注する。

なお、ZEBプランナーは、ZEB設計業務やコンサルティング業務を顧客の求めに応じて無償で業務提供することを条件とするものではない。

2 -4 ZEBプランナーと本事業の係わり

本事業では、ZEBプランナーが関与するZEB事業であることが申請の要件となる。

(詳しくは、本事業公募要領P.9、P.12、P.16を参照すること。)

本事業は、環境省が実施する令和4年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)※」(以下「環境省ZEB事業」という)との連携事業である。

環境省ZEB事業においても、ZEBプランナーが関与するZEB事業であることが申請の要件となる。

※ 環境省ZEB事業の詳細については、当該事業の執行団体に問い合わせること。

2 -5 ZEBプランナーの登録対象

ZEBプランナーの登録対象は、設計実務(建築設計、その他設計)、コンサルティング業務(省エネプランニングに係わるコンサルティング、省エネ事業に係わる知見を有するファイナンス等)などの業務を行う法人とする。

2 -6 ZEBプランナーの登録単位と種別

(1) 登録単位

ZEBプランナーの登録は、原則として1法人につき1登録とする。

(複数のグループ会社等(支社、子会社等)が1つの屋号・ブランド名でZEBプランナーとしての活動を行う場合は、幹事会社による登録を可とする。この場合、SIIに事前に相談すること)

また、ZEB相談窓口を複数有する法人については、1登録で複数の相談窓口をまとめて登録可能とする。

(2) ZEBプランナーの種別

ZEBプランナーの種別は、「設計」「コンサルティング等」の2種類とし、複数の種別をまとめて登録することが可能である。

① 設計

建築設計、その他設計など設計業務を受注する立場のもの。(必要な資格を有すること)

② コンサルティング等

省エネプランニングに係わるコンサルティング、省エネ事業に係わる知見を有するファイナンス等、ZEBの実現に係わるコンサルティング業務等を受注する立場のもの。

2 -7 ZEBプランナーの登録要件

ZEBプランナーの登録には、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 登録種別に応じて以下の目標を有し、自社ホームページ等で公表していること。

【設計で登録する場合】

2025年度に自社が受注する設計業務のうち、ZEBが占める割合を50%以上とする受注目標

【コンサルティング等で登録する場合】

2025年度に自社が受注するコンサルティング業務のうち、ZEBが占める割合を50%以上とする受注目標

- ② ZEB相談窓口を有し、建築主等からのZEBに関する問合せに対応できること。
 ③ 自社のZEB設計業務、コンサルティング業務の受注実績を自社ホームページ等で公表していること。
 ④ 登録されたZEBプランナーは、各年度のZEB受注実績について毎翌年度4月に報告を行うこと。
 (令和4年度のZEB受注実績を2023年4月に報告すること。)
 ⑤ 経済産業省の求めがあった場合、これに応じ、ZEBの普及に関するアンケート調査等に協力できること。
 ⑥ 日本国内において登記された法人であること。
 ⑦ 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
 ⑧ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係わる指名停止措置を受けていないこと。

2 -8 ZEBプランナー登録後の活動実績報告とその一部の公表

ZEBプランナーに登録された事業者は、登録翌年度より毎年4月に以下の内容について経済産業省資源エネルギー庁指定の報告先へ実績報告を行うこと。

ならびに2026年度以降、自社ホームページ等でZEB受注実績の公表を行うこと。

※ 政府は、ZEBプランナーの登録情報や報告された内容を、ZEB普及状況の確認や公表、更なるZEB普及施策の実施や検討等に用いる予定のため、あらかじめ了承すること。

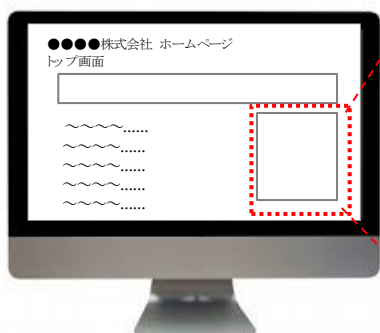
- ① 実績報告内容

- 令和4年度におけるZEB受注実績(件数、延べ面積)
- 今後のZEB設計、コンサルティング業務の受注に向けた行動計画

- ② 2026年度以降における自社ホームページ等での公表内容

- 2025年度の建物規模ごとのZEB受注実績割合(%)を2026年4月めどに公表すること。(これ以前に自主掲載することは構わない)

【自社ホームページでの公表例】



■設計			■コンサル		
新築	300㎡未満	30%	新築	300㎡未満	50%
	300㎡以上 2000㎡未満	40%		300㎡以上 2000㎡未満	45%
	2000㎡以上 10,000㎡未満	20%		2000㎡以上 10,000㎡未満	10%
	10,000㎡以上	5%		10,000㎡以上	1%
	10,000㎡以上	5%		10,000㎡以上	1%
既存改修	300㎡未満	20%	既存改修	300㎡未満	0%
	300㎡以上 2000㎡未満	10%		300㎡以上 2000㎡未満	0%
	2000㎡以上 10,000㎡未満	0%		2000㎡以上 10,000㎡未満	0%
	10,000㎡以上	0%		10,000㎡以上	0%
	10,000㎡以上	0%		10,000㎡以上	0%

※ 自社ホームページ等のトップページに掲載するか、トップページから容易にアクセスできるよう表示の工夫を行うこと。

実績報告期間内に報告を行わなかった場合、ZEBプランナー登録を抹消する可能性があるので注意すること。

2 -9 ZEBプランナー評価制度について

ZEBプランナー登録(フェーズ2)においては、2023年4月に行う実績報告より、実績報告項目に応じた「ZEBプランナー評価制度」を導入する。

建築物の規模(延べ床面積)に応じて、「小規模:300㎡未満」「中規模:300㎡以上2,000㎡未満」「大規模:2,000以上」の3区分において、以下に示す①～⑤の評価項目の順に最大5つ星の評価を行う。

評価結果はZEBプランナーへ通知するとともに、ZEBプランナー一覧で公表する。

【評価項目】

- ① 前年度を含む各年度 of ZEB受注実績を自社のホームページで表示していること。
- ② 前年度のZEB受注実績に係る報告を経済産業省資源エネルギー庁が指定する報告先へ行い、かつ、ZEBの受注実績を1件以上有すること。

【注意】 自社ホームページにおける当該情報の掲載は原則トップページであること。トップページ以外に掲載する場合は、トップページから当該ページへの直リンクを常設すること。

- ③ 前年度におけるZEB化率※1が20%以上であること。
- ④ 前年度におけるZEB化率が35%以上であること。
- ⑤ 前年度におけるZEB化率が50%以上であること。

※1 ZEB化率は、建築物の規模に応じて以下に従い算出する。

i) 小・中規模建築物

ZEB化率 = (単年度に設計した※2ZEBの件数) / (単年度に設計した建築物の総件数)

ii) 大規模建築物※3

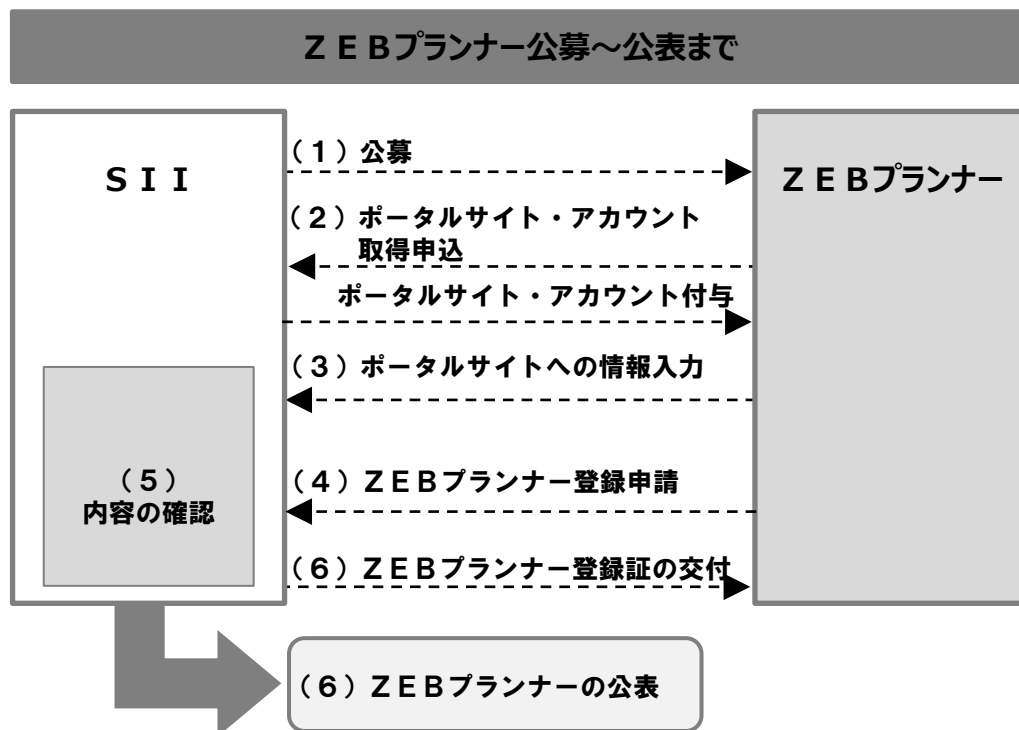
ZEB化率 = (単年度に設計したZEBの延べ面積) / (単年度に設計した建築物の延べ面積)

※2 建築確認申請(建築確認申請書第二面の「代表となる設計者に記名があるもの」を行ったものに限る

※3 倉庫などは別途項目を構えて評価する。

2 -10 ZEBプランナーの公募～公表

ZEBプランナーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行う。



(1) 公募

SIIは以下の期間でZEBプランナーを公募する。

公募期間：2022年4月6日(水)～2023年1月27日(金) 17:00

※本事業の交付申請締切前に公表される、初回公表日6月10日(金)にZEBプランナーの登録希望をする場合には5月9日(月)12:00までに申請すること。

ただし、申請内容に不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意すること。

※ZEBプランナーが関与する本事業の公募申請の場合、その時点でZEBプランナーが登録申請中であっても、ZEBプランナーが関与しているものとみなす。

ただし、交付決定までに登録が完了することを前提とし、そうでない場合は申請が取下げとなるので注意すること。

(2) ポータルサイト・アカウント取得申込～アカウントの付与

ZEBプランナーの登録申請は、SIIホームページからアカウント取得申込みを行った上、ポータルサイトを活用して行うこと。

アカウント取得申込期間：2022年4月6日(水)～2023年1月25日(水) 13:00

アカウント取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報(ユーザー名、パスワード)が通知される。

※アカウント取得申込以降のポータルサイトの運用についてはSIIホームページに掲載の「ZEBプランナー登録申請の手引き」を参照すること。

(3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEBプランナー・ポータルサイトのURLにアクセスし、取得したアカウント情報(ユーザー名・パスワード)でログイン後、必要事項を入力すること。

(4) ZEBプランナー登録申請

ポータルサイトに必要事項を入力するとともに、下表の添付資料をポータルサイトにアップロードする。

郵送での提出は不要。

※詳細は「ZEBプランナー(フェーズ2)登録申請の手引き」を参照すること。

<添付資料一覧>

No.	資料名	必須● 該当○	備考
①	会社概要	●	会社名、所在地が確認できるもの。 自社ホームページの該当箇所をPDF化したものでも可
②	商業登記簿の写し (現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書等)	●	3カ月以内に発行されたもの Web上の「登記情報提供サービス」により取得した情報の提出でも可
③	各種許可証・登録証の写し (許可証、登録証を有していない場合は提出不要)	○	建設業許可証、特定建設業許可証、建築士事務所登録証等

(5) 内容の確認

SIIは、公募期間中に届いたZEBプランナー登録申請内容について確認を行う。

(6) 登録証の交付とZEBプランナーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEBプランナー登録証を交付する。

また、確認の結果は登録の可否に係わらず申請者に通知する。

ZEBプランナーの公表は、SIIホームページにて随時行う。

なお、初回の公表は以下の期日とする。

初回公表:2022年6月10日(金)・・・初回公表対象の申請締切:2022年5月9日(月)12:00

※確認状況等、個別の問合せについては、一切応じられないのであらかじめ了承すること。

2 -11 注意事項

ZEBプランナーの登録申請を行う者は以下の点に注意すること。

- ① SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力すること。
- ② 不正な方法でZEBプランナーに登録申請した場合、ZEBプランナーが正当な理由なく活動実績報告を行わない場合、ZEBのプランニング受注実績の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEBの普及に向けた活動を全く行っていない場合等、SIIがZEBプランナーとして不適切であると判断した場合、ZEBプランナー登録を抹消することができるものとする。また、ZEBプランナーによる不正行為によってZEBプランナー登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これに係わった補助対象事業者への補助金の交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めるともあり得るため、注意すること。
- ③ ZEBプランナーの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従うこと。
- ④ ZEBプランナーの設ける「ZEB相談窓口」は専用窓口を要件とするものではない。
- ⑤ ZEBプランナー登録とは、ZEBプランナーに対し、ZEBプランニングや支援業務を顧客の求めに応じて無償で業務提供することを条件とするものではない。
- ⑥ 本事業は環境省ZEB事業との連携事業である。よって、ZEBプランナー登録に係わる情報の提供を環境省、または環境省ZEB事業執行団体へ行う場合がある。

2 -12 問合せ先

TEL:03-5565-4063 (10:00~12:00、13:00~17:00 平日のみ)

3 ZEBプランナー実績報告/継続登録

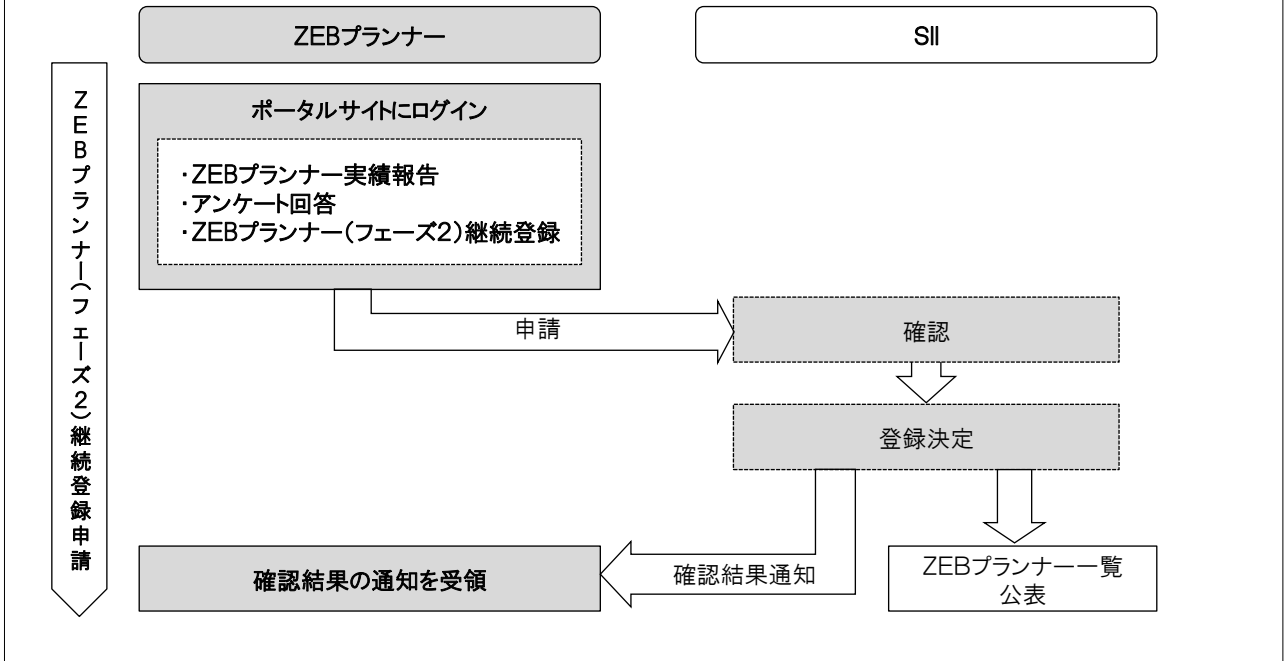
本章は、令和3年度以前に登録を行ったZEBプランナーが
令和4年度に行う実績報告及び継続登録の要領である。
令和4年度に、新規にZEBプランナー登録申請を行う者は、
「1 ZEBプランナー登録(フェーズ2)公募」(P. 8)を確認すること。

3 ZEBプランナー実績報告/継続登録

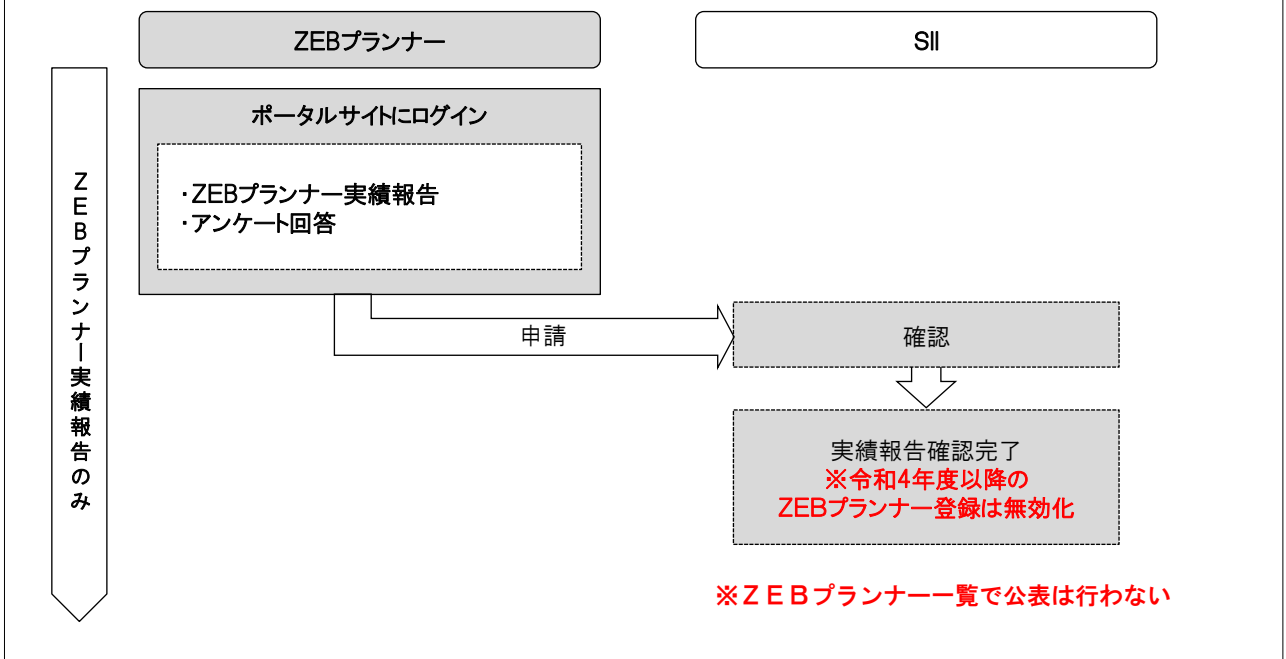
令和3年度までにZEBプランナー登録を受け、公表されたZEBプランナーは、ZEBプランニング活動に対する実績報告を行うこと。
また、令和4年度以降、ZEBプランナー登録(フェーズ2)への登録を希望する者は同時に継続登録を行うこと。

3 -1 ZEBプランナー実績報告/継続登録の流れ

➤ ZEBプランナー登録(フェーズ2)への登録を**行う**場合



➤ ZEBプランナー登録(フェーズ2)への登録を**行わない**場合



(1) 実績報告/継続登録期間

ZEBプランナーは、以下の期間内に実績報告・継続登録を行うこと。

2022年4月6日(水)～2022年5月9日(月)12時締切

**期間内に実績報告・継続登録を行わない場合、
令和4年度以降のZEBプランナー登録は無効となり、
「令和4年度 ZEB実証事業」には関与できないので注意すること。**

(2) ポータルサイトへの情報入力及びアンケートへの回答

① 登録申請または前年度の実績報告の際に使用したユーザー名とパスワードにてZEBプランナー・ポータルサイトにログインし、必要事項を入力するとともに、以下の添付資料をポータルサイトにアップロードすること。

➤ZEBプランナー登録(フェーズ2)への登録を行う場合：必須の添付資料なし

➤ZEBプランナー登録(フェーズ2)への登録を行わない場合：

資料名	備考
ZEB プランニング実績または 省エネ建築物プランニング実績公表資料	自社ホームページの該当箇所をPDF化したもの

② ポータルサイトのホーム画面に掲載しているURLにアクセスし、アンケートに回答すること。

※詳細はSIIのHPに掲載している「ZEBプランナー実績報告の手引き」を確認すること。

(3) 内容の確認

SIIは、ZEBプランナー実績報告・継続登録の内容について確認を行う。

実績報告のみを行ったZEBプランナーは、SIIの確認が完了した段階で実績報告完了となる。

(SIIホームページでの実績の公表は行わない。)

(4) 【継続登録を行った場合】確認結果の通知とZEBプランナーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた継続登録申請者に対して確認結果を通知する。

また、確認の結果は継続登録の可否に係わらずZEBプランナー継続登録申請者に通知する。

なお、公表日は2022年6月10日(金)とする。

※確認状況等、個別の問合せについては、一切応じられないのであらかじめ了承すること。

3 -2 アンケート調査協力について

経済産業省の求めにより、ZEBの普及に関するアンケート調査等を行う場合がある。調査対象となった際は、これに応じること。

3 -3 問合せ先

TEL:03-5565-4063 (10:00～12:00、13:00～17:00 平日のみ)

4 関連情報

(ZEBプランナー・マークについて)

4 関連情報

4 -1 ZEBプランナー・マークについて

ZEBプランナー・マークには、ZEBプランナーごとに付与されているZEBプランナー登録番号が付番される。ZEBプランナー・マークは、ZEBプランナー登録番号を除いて使用することはできない。

<ZEBプランナー・マークのサンプル>



(1) ZEBプランナー・マークの使用対象

本事業を含む平成29年度以降のZEB実証事業において登録されたZEBプランナーのみ使用できる。

(2) ZEBプランナー・マークの使用目的

ZEBプランナー・マークは、ZEBプランナー一覧において登録・公表されたZEBプランナーがZEBの普及促進に係わる活動を行う際に使用できる。

使用の際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEBプランナー・マーク使用許諾規定」及び「ZEBプランナー・マーク使用ガイドライン」を必ず確認すること。

■使用例 | 名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載等。

(3) ZEBプランナー・マーク取得方法

ZEBプランナー・マークの使用を希望するZEBプランナーは、ZEBプランナーポータルサイトよりダウンロードすること。

※詳細は『ZEBプランナー/リーディング・オーナーマーク_ZEBマークダウンロードの手引き』を確認すること。

(4) ZEBプランナー・マーク使用に関する注意

- ① ZEBプランナー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEBプランナー・マーク使用許諾規定」及び「ZEBプランナー・マーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを遵守すること。
- ② ZEBプランナー登録申請を行った実務担当者が支店、グループ会社等のグループ網を代表してダウンロードすること。
また、グループ網(支店、グループ会社等)でZEBプランナー・マークを使用する際は、管理者を選定する等、取扱いには十分に注意すること。
- ③ 規定に反するZEBプランナー・マークの使用や、SIIが不適切と判断する利用状況を確認した場合は、ZEBプランナー・マークの使用停止を通知することがある。この場合、直ちにZEBプランナー・マークを削除し、使用を停止すること。

